公告 第 20 号
令和4年11月28日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊静内駐屯地
第３２４会計隊静内派遣隊長　舟守　慎太朗

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
2LY61TM00200	2GFZ1DC0070 0001		

品名　または　件名
*料理酒　ほか1件
部品番号　または　規格
N-31
使用器材名

予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
13.60	PC						

納地または工事場所	引渡場所
静内（駐屯地）	
搬入場所	納期または工期
	令和4年12月29日（木）～令和5年3月31日（金）

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
陸上自衛隊静内駐屯地第３２４会計隊静内派遣隊及び北部方面会計隊ホームページ

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和4年12月13日（火）9時00分　会計隊　商議室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：単価　契約方式：一般競争

７　注意事項
1)　入札に参加する者に必要な資格
ア　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
ウ　全省庁統一資格申請において、第２項「競争参加資格」の格付を有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者。（資格審査結果通知書（写し）を入札時に提出）
エ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
オ　「入札及び契約心得」を厳守している者。
カ　別紙第１「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2)　保証金等に関する事項
ア　入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
イ　契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札価格の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

(5)　入札の無効
ア　第２項に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
イ　入札に関する条項に違反した入札
ウ　入札開始時刻に遅れた者の入札
エ　入札金額が明瞭でない入札及び入札者がだれであるか識別し難い入札

オ　暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
カ　電報・電話・ＦＡＸによる入札

(6)　契約書の作成

予定数量×落札単価の合計が５０万円を超えた場合、 落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

(7)　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０（軽減税率対象品目については１００分の８）に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(8)　郵便入札

原則郵便入札とする。この際、封筒に「糧食品入札書」と明記するとともに、令和４年１２月１２日（月）１７時までに第３２４会計隊静内派遣隊へ必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

(9)　再度入札

再度入札は直ちに実施する。但し、郵便による入札がある場合の再度入札は官側の指定する日時とする。

(10) その他

ア　契約の成立時期については、糧食品売買単価契約通知の契約年月日とする。
イ　入札にあたっては陸上自衛隊静内駐屯地「糧食品規格表（令和４年度４月改定）」を確認すること。
ウ　同等品による場合は、事前に糧食班の同意を得るものとする。
エ　代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
オ　入札及び契約事項に関する問い合わせ先
陸上自衛隊静内駐屯地　第３２４会計隊静内派遣隊　（担当：玉井）
ＴＥＬ：０１４６－４４－２１２１（内線３５０）
ＦＡＸ：０１４６－４４－２１２１（内線３５２）
カ　規格等に関する問い合わせ先
陸上自衛隊静内駐屯地　業務隊補給科糧食班　（担当：三浦）
ＴＥＬ：０１４６－４４－２１２１（内線３３８）

(11)　公告掲示場所及び期間

ア　掲示場所
新ひだか町商工会、新ひだか町役場、静内駐屯地第３２４会計隊静内派遣隊、東千歳駐屯地第３２４会計隊
北部方面会計隊HP： http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html
イ　掲示期間
令和4年11月28日（月）～令和4年12月13日（火）

品　目　等　内　訳　書　（乙）

（令和４年度　第４四半期分）

納　地：静内（駐屯地）

NO	見本	食品コード 規格番号	品　名 規　格	予定数量			単位	納入内訳 1月	2月	3月
1		61689a N-31	*料理酒	13.60			PC	5.00	4.30	4.30
2		46025b N-30	*みりん	36.80			LI	10.80	13.00	13.00
			-以下余白-							

出力日：2022年11月25日

予算科目：一般糧食費
納 入 地：静内（駐屯地）
材料区分：生鮮
調達区分：駐屯地
形態区分：競争
契約方式：単価
区分１：0
予定税率（%）：10.00

糧 食 購 入 予 定 表
(5年1月分)

NO	見本	食品コード / 規格番号	品名 / 規格	予定数量	単価	金額	単位	12/29(木) 15(日)	12/30(金) 16(月)	12/31(土) 17(火)	1(日) 18(水)	2(月) 19(木)	3(火) 20(金)	4(水) 21(土)	5(木) 22(日)	6(金) 23(月)	7(土) 24(火)	8(日) 25(水)	9(月) 26(木)	10(火) 27(金)	11(水) 28(土)	12(木) 29(日)	13(金) 30(月)	14(土) 31(火)
1		61689a	*料理酒	5.00			PC									0.30				0.20			1.40	
		N-31							0.20		1.00		0.30			1.00				0.60				

出力日：2022年11月25日

予算科目：一般糧食費
納 入 地：静内（駐屯地）
材料区分：耐久
調達区分：駐屯地
形態区分：競争
契約方式：単価
区分１：0
予定税率（%）：10.00

糧 食 購 入 予 定 表
(5年1月分)

NO	見本	食品コード 規格番号	品 名 規 格	予定数量	単 価	金 額	単位	12/29(木) 15(日)	12/30(金) 16(月)	12/31(土) 17(火)	1(日) 18(水)	2(月) 19(木)	3(火) 20(金)	4(水) 21(土)	5(木) 22(日)	6(金) 23(月)	7(土) 24(火)	8(日) 25(水)	9(月) 26(木)	10(火) 27(金)	11(水) 28(土)	12(木) 29(日)	13(金) 30(月)	14(土) 31(火)
1		46025b N-30	*みりん	10.80			LI														10.80			

入　札　書

分任契約担当官
陸上自衛隊静内駐屯地
第３２４会計隊静内派遣隊長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

入札年月日	4.12.13
納入場所	静内（駐屯地）
納　　期	4.12.29～5.3.31

一連番号	見本	品　　名	規　　格	予定数量	単位	入札単価
1		*料理酒	N-31	13.60	PC	
2		*みりん	N-30	36.80	LI	
		- 以 下 余 白 -				

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

別　紙

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

１　防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

２　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

４　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

（１）　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

（２）　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ　（１）及び（２）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（１）又は（２）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。